

KGU 関内メディアセンター利用に際して

KGU 関内メディアセンターの利用に際しては、以下の事項をご確認いただいたうえで
お申込みいただくとともに、遵守事項等をご了承のうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

(利用目的)

- (1) 関東学院大学の学部及び大学院の授業
- (2) 関東学院大学の地域連携に係る事業
- (3) 学院の専任教職員が使用責任者となる学会、研究会
- (4) 学院及び学院各校が主催する行事
- (5) 学院及び学院各校が主催する各種講座及び説明会
- (6) 学院の同窓会組織が主催する会議及び行事
- (7) その他、学長が利用を認めた事業

(利用資格)

- (1) 学院の教職員
- (2) 関東学院大学の学生
- (3) 学院の同窓会組織
- (4) その他、学長が利用を認めた者

(利用の申込みと許可)

上記(1)から(3)に該当する方は、所定の書類を利用希望日の5日前までにメディアセンターにご提出ください。各種会議開催、研修会開催など一般の方のご利用、及び関東学院各校卒業生の方のご利用は、利用希望日の3箇月前の同日以降から利用希望日の10日前までの間に所定の書類をメディアセンターにご提出ください。

(利用責任者)

メディアセンターの申込みの際には、利用責任者を定めていただきます。利用責任者は、メディアセンターの利用全般において責任を負うものとします。

なお、関東学院大学の学生がメディアセンターを利用する場合には、関東学院大学の教職員を利用責任者としてください。

(利用時間)

夏期休業期間及び冬期休業期間等はメディアセンターの利用時間を変更する場合があります。詳細につきましては、メディアセンターにお問い合わせください。

(利用者の遵守事項)

メディアセンターを利用する方は、メディアセンターのスタッフの指示に従うとともに、次の事項を遵守ください。

- (1) 許可された場所以外に無断で立ち入らないこと。
- (2) 施設に特別な設備を施さないこと。
- (3) 掲示等は、指定された場所以外にしないこと。
- (4) 備品等を移動した場合は、利用後、必ず原状に復すること。
- (5) 騒音等により、他の施設利用者に迷惑をかけること。
- (6) 定められた場所以外で飲食をしないこと。
- (7) 商行為をしないこと。
- (8) その他、許可された目的以外での利用をしないこと。

(許可の取消し)

次のいずれかに該当する場合は、その利用許可を取消し又はその利用を中止させていただくことがあります。

- (1) その利用がメディアセンターの業務に支障をきたし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用者が遵守事項に違反したとき。

また、利用許可の取消し又は利用の中止に対し、異議又は損害賠償を申し立てることができないこととします。

(利用料金)

利用料金は、大学が指定する銀行口座にお振込みください。

なお、一度納入いただいた利用料金は、返還いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を返還することがあります。

- (1) 不可抗力によって利用できなくなったとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用中止を申し出て、学長が承認したとき。
- (3) 学長が利用の許可を取り消したとき。

(原状回復又は損害賠償)

メディアセンターの施設、設備及び備品等を滅失し、又は汚損したときは、現状回復またはその損害を賠償いただきます。

なお、滅失又は汚損が、不可抗力その他やむを得ない事由によるものと認められるときは、減額、または免除する場合があります。

以 上
KGU 関内メディアセンター